

村上市と日本郵便株式会社村上市内郵便局との包括連携に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社村上市内郵便局（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協働することによって、住民サービスの向上及び地域経済の活性化等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力し、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- （1）安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- （2）地域活性化に関すること。
- （3）子どもの健やかな成長に資すること。
- （4）その他、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な連携、協力の内容については、甲乙協議の上その内容を定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た秘密情報について、事前に相手方から書面による同意を得ずに第三者に開示若しくは漏洩又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から翌3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、その都度誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和3年12月23日

甲 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋 邦芳

乙 新潟県村上市岩沢5554-1

日本郵便株式会社村上市内郵便局代表

朝日郵便局長 五十嵐 昌幸